

町田市議会会議規則の一部を改正する規則

第1条 町田市議会会議規則（昭和45年2月町田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 会議

第1節 総則（第1条—第13条）

第2節 議案及び動議（第14条—第19条）

第3節 議事日程（第20条—第24条）

第4節 選挙（第25条—第33条）

第5節 議事（第34条—第47条）

第6節 秘密会（第48条・第49条）

第7節 発言（第50条—第66条）

第8節 表決（第67条—第77条）

第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）

第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

第1節 総則（第90条—第94条）

第2節 審査（第95条—第111条）

第3節 秘密会（第112条・第113条）

第4節 発言（第114条—第125条）

第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）

第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）

第5章 規律（第151条—第159条）

第6章 懲罰（第160条—第165条）

第7章 議員の派遣（第166条）

第8章 補則（第167条）

附則

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第134条」を「第141条」に改める。

第8章中第160条を第167条とする。

第7章中第159条を第166条とする。

第6章中第158条を第165条とし、第154条から第157条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条第2項ただし書中「第106条」を「第113条」に改め、同条を第160条とする。

第5章中第152条を第159条とし、第144条から第151条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第143条を第150条とし、第139条から第142条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第138条を第145条とし、第132条から第137条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第131条を第138条とし、第121条から第130条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とする。

第2章第4節中第118条を第125条とし、第107条から第117条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とする。

第2章第2節中第104条を第111条とし、第88条から第103条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第78条から第81条までを7条ずつ繰り下げ、同節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第2条 町田市議会会議規則の一部を次のように改正する。

第105条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則 <u>(第1条—第13条)</u></p> <p>第2節 議案及び動議 <u>(第14条—第19条)</u></p> <p>第3節 議事日程 <u>(第20条—第24条)</u></p> <p>第4節 選挙 <u>(第25条—第33条)</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則</p> <p><u>第1条 (参集)</u></p> <p><u>第2条 (欠席の届出)</u></p> <p><u>第3条 (宿所又は連絡所の届出)</u></p> <p><u>第4条 (議席)</u></p> <p><u>第5条 (会期)</u></p> <p><u>第6条 (会期の延長)</u></p> <p><u>第7条 (会期中の閉会)</u></p> <p><u>第8条 (議会の開閉)</u></p> <p><u>第9条 (会議時間)</u></p> <p><u>第10条 (休会)</u></p> <p><u>第11条 (会議の開閉)</u></p> <p><u>第12条 (定足数に関する措置)</u></p> <p><u>第13条 (出席催告)</u></p> <p>第2節 議案及び動議</p> <p><u>第14条 (議案の提出)</u></p> <p><u>第15条 (一事不再議)</u></p> <p><u>第16条 (動議成立に必要な賛成者の数)</u></p> <p><u>第17条 (修正の動議)</u></p> <p><u>第18条 (先決動議の表決の順序)</u></p> <p><u>第19条 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</u></p> <p>第3節 議事日程</p> <p><u>第20条 (日程の作成及び配布)</u></p> <p><u>第21条 (日程の順序変更及び追加)</u></p> <p><u>第22条 (議事日程のない会議の通知)</u></p> <p><u>第23条 (延会の場合の議事日程)</u></p> <p><u>第24条 (日程の終了及び延会)</u></p> <p>第4節 選挙</p> <p><u>第25条 (選挙の宣告)</u></p>

改正後	改正前
<p>第5節 議事 <u>(第34条—第47条)</u></p> <p>第6節 秘密会 <u>(第48条・第49条)</u></p> <p>第7節 発言 <u>(第50条—第66条)</u></p>	<p><u>第26条 (不在議員)</u></p> <p><u>第27条 (議場の出入口閉鎖)</u></p> <p><u>第28条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)</u></p> <p><u>第29条 (投票)</u></p> <p><u>第30条 (投票の終了)</u></p> <p><u>第31条 (開票及び投票の効力)</u></p> <p><u>第32条 (選挙結果の報告)</u></p> <p><u>第33条 (選挙関係書類の保存)</u></p> <p>第5節 議事</p> <p><u>第34条 (議題の宣告)</u></p> <p><u>第35条 (一括議題)</u></p> <p><u>第36条 (議案等の朗読)</u></p> <p><u>第37条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u></p> <p><u>第38条 (付託事件を議題とする時期)</u></p> <p><u>第39条 (委員長の報告及び少数意見者の報告)</u></p> <p><u>第40条 (修正案の説明)</u></p> <p><u>第41条 (委員長報告等に対する質疑)</u></p> <p><u>第42条 (討論及び表決)</u></p> <p><u>第43条 (議決事件の字句及び数字等の整理)</u></p> <p><u>第44条 (委員会の審査又は調査期限)</u></p> <p><u>第45条 (委員会の中間報告)</u></p> <p><u>第46条 (再付託)</u></p> <p><u>第47条 (議事の継続)</u></p> <p>第6節 秘密会</p> <p><u>第48条 (指定者以外の者の退場)</u></p> <p><u>第49条 (秘密の保持)</u></p> <p>第7節 発言</p> <p><u>第50条 (発言の許可等)</u></p> <p><u>第51条 (発言の通告及び順序)</u></p> <p><u>第52条 (発言の通告をしない者の発</u></p>

改正後	改正前
<p>第8節 表決 (<u>第67条—第77条</u>)</p> <p>第9節 公聴会及び参考人 (<u>第78条—第84条</u>)</p> <p>第10節 会議録 (<u>第85条—第89条</u>)</p>	<p>言)</p> <p><u>第53条 (討論の方法)</u></p> <p><u>第54条 (議長の発言討論)</u></p> <p><u>第55条 (発言内容の制限)</u></p> <p><u>第56条 (質疑の回数)</u></p> <p><u>第57条 (発言時間の制限)</u></p> <p><u>第58条 (議事進行に関する発言)</u></p> <p><u>第59条 (発言の継続)</u></p> <p><u>第60条 (質疑又は討論の終結)</u></p> <p><u>第61条 (選挙及び表決時の発言制限)</u></p> <p><u>第62条 (一般質問)</u></p> <p><u>第63条 (緊急質問等)</u></p> <p><u>第64条 (準用規定)</u></p> <p><u>第65条 (発言の取消し又は訂正)</u></p> <p><u>第66条 (答弁書の配布)</u></p> <p>第8節 表決</p> <p><u>第67条 (表決問題の宣告)</u></p> <p><u>第68条 (不在議員)</u></p> <p><u>第69条 (条件の禁止)</u></p> <p><u>第70条 (起立等による表決)</u></p> <p><u>第71条 (投票による表決)</u></p> <p><u>第72条 (記名投票)</u></p> <p><u>第73条 (無記名投票)</u></p> <p><u>第74条 (選挙規定の準用)</u></p> <p><u>第75条 (表決の訂正)</u></p> <p><u>第76条 (簡易表決)</u></p> <p><u>第77条 (表決の順序)</u></p> <p>第9節 会議録</p> <p><u>第78条 (会議録の記載事項)</u></p> <p><u>第79条 (会議録の配布)</u></p> <p><u>第80条 (会議録に掲載しない事項)</u></p>

改正後	改正前
<p>第5節 委員長及び副委員長の互選 (<u>第126条・第127条</u>)</p> <p>第6節 表決 (<u>第128条—第138条</u>)</p> <p>第3章 請願 (<u>第139条—第145条</u>)</p>	<p><u>第107条 (発言の許可)</u></p> <p><u>第108条 (委員の発言)</u></p> <p><u>第109条 (発言内容の制限)</u></p> <p><u>第110条 (委員外議員の発言)</u></p> <p><u>第111条 (委員長の発言)</u></p> <p><u>第112条 (発言時間の制限)</u></p> <p><u>第113条 (議事進行に関する発言)</u></p> <p><u>第114条 (発言の継続)</u></p> <p><u>第115条 (質疑又は討論の終結)</u></p> <p><u>第116条 (選挙及び表決時の発言制限)</u></p> <p><u>第117条 (発言の取消し又は訂正)</u></p> <p><u>第118条 (答弁書の朗読)</u></p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選</p> <p><u>第119条 (互選の方法)</u></p> <p><u>第120条 (選挙規定の準用)</u></p> <p>第6節 表決</p> <p><u>第121条 (表決問題の宣告)</u></p> <p><u>第122条 (不在委員)</u></p> <p><u>第123条 (条件の禁止)</u></p> <p><u>第124条 (起立による表決)</u></p> <p><u>第125条 (投票による表決)</u></p> <p><u>第126条 (記名投票)</u></p> <p><u>第127条 (無記名投票)</u></p> <p><u>第128条 (選挙規定の準用)</u></p> <p><u>第129条 (表決の訂正)</u></p> <p><u>第130条 (簡易表決)</u></p> <p><u>第131条 (表決の順序)</u></p> <p>第3章 請願</p> <p><u>第132条 (請願書の記載事項等)</u></p> <p><u>第133条 (請願文書表の作成及び配布)</u></p> <p><u>第134条 (請願の委員会付託)</u></p> <p><u>第135条 (紹介議員の委員会出席)</u></p>

改正後	改正前
<p>第4章 辞職及び資格の決定 (<u>第146条—第150条</u>)</p> <p>第5章 規律 (<u>第151条—第159条</u>)</p> <p>第6章 懲罰 (<u>第160条—第165条</u>)</p> <p>第7章 議員の派遣 (<u>第166条</u>)</p> <p>第8章 補則 (<u>第167条</u>)</p>	<p><u>第136条 (請願の審査報告)</u></p> <p><u>第137条 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</u></p> <p><u>第138条 (陳情書の処理)</u></p> <p>第4章 辞職及び資格の決定</p> <p><u>第139条 (議長及び副議長の辞職)</u></p> <p><u>第140条 (議員の辞職)</u></p> <p><u>第141条 (資格決定の要求)</u></p> <p><u>第142条 (資格決定の審査)</u></p> <p><u>第143条 (決定書の交付)</u></p> <p>第5章 規律</p> <p><u>第144条 (品位の尊重)</u></p> <p><u>第145条 (携帯品)</u></p> <p><u>第146条 (議事妨害の禁止)</u></p> <p><u>第147条 (離席)</u></p> <p><u>第148条 (禁煙)</u></p> <p><u>第149条 (新聞紙等の閲読禁止)</u></p> <p><u>第150条 (資料等印刷物の配布許可)</u></p> <p><u>第151条 (許可のない登壇の禁止)</u></p> <p><u>第152条 (議長の秩序保持権)</u></p> <p>第6章 懲罰</p> <p><u>第153条 (懲罰動議の提出)</u></p> <p><u>第154条 (懲罰動議の審査)</u></p> <p><u>第155条 (戒告又は陳謝の方法)</u></p> <p><u>第156条 (出席停止の期間)</u></p> <p><u>第157条 (出席停止期間中出席したときの措置)</u></p> <p><u>第158条 (懲罰の宣告)</u></p> <p>第7章 議員の派遣</p> <p><u>第159条 (議員の派遣)</u></p> <p>第8章 補則</p> <p><u>第160条 (会議規則の疑義に対する措置)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>附則</u> (修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、<u>第141条</u>(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p><u>第9節 公聴会及び参考人</u> (公聴会開催の手続)</p> <p>第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、<u>文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 <u>あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u></p> <p>(公述人の発言)</p>	<p><u>付則</u> (修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、<u>第134条</u>(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>第81条</u> 公述人が発言しようとするときは、 <u>議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>2</u> 公述人の発言は、その意見を聴こうとする <u>案件の範囲を超えてはならない。</u></p> <p><u>3</u> 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述 <u>人に不穏当な言動があるときは、議長は、発</u> <u>言を制止し、又は退席させることができる。</u> (議員と公述人の質疑)</p> <p><u>第82条</u> 議員は、公述人に対して質疑をする <u>ことができる。</u></p> <p><u>2</u> 公述人は、議員に対して質疑をすることが <u>できない。</u> (代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p><u>第83条</u> 公述人は、代理人に意見を述べさせ、 <u>又は文書で意見を提示することができな</u> <u>い。ただし、議会が特に許可した場合は、</u> <u>この限りでない。</u> (参考人)</p> <p><u>第84条</u> 会議において参考人の出席を求める <u>議決があったときは、議長は、参考人にそ</u> <u>の日時、場所及び意見を聴こうとする案件</u> <u>その他必要な事項を通知しなければならない</u> <u>い。</u></p> <p><u>2</u> 参考人については、前3条の規定を準用す <u>る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第10節</u> 略 (会議録の記載事項)</p> <p><u>第85条</u> 略 (会議録の配布)</p> <p><u>第86条</u> 略 (会議録に掲載しない事項)</p> <p><u>第87条</u> 略 (会議録署名議員)</p> <p><u>第88条</u> 略 (会議録の保存年限)</p> <p><u>第89条</u> 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第9節</u> 略 (会議録の記載事項)</p> <p><u>第78条</u> 略 (会議録の配布)</p> <p><u>第79条</u> 略 (会議録に掲載しない事項)</p> <p><u>第80条</u> 略 (会議録署名議員)</p> <p><u>第81条</u> 略 (会議録の保存年限)</p> <p><u>第82条</u> 略</p>

改正後	改正前
<p>第2章 委員会 第1節 総則 (議長への通知) <u>第90条</u> 略 (欠席の届出) <u>第91条</u> 略 (会議中の委員会の禁止) <u>第92条</u> 略 (会議の開閉) <u>第93条</u> 略 (定足数に関する措置) <u>第94条</u> 略 第2節 審査 (議題の宣告) <u>第95条</u> 略 (一括議題) <u>第96条</u> 略 (議案等の朗読) <u>第97条</u> 略 (審査順序) <u>第98条</u> 略 (先決動議の表決順序) <u>第99条</u> 略 (動議の撤回) <u>第100条</u> 略 (委員の議案修正) <u>第101条</u> 略 (分科会又は小委員会) <u>第102条</u> 略 (連合審査会) <u>第103条</u> 略 (証人出頭又は記録提出の要求) <u>第104条</u> 略</p>	<p>第2章 委員会 第1節 総則 (議長への通知) <u>第83条</u> 略 (欠席の届出) <u>第84条</u> 略 (会議中の委員会の禁止) <u>第85条</u> 略 (会議の開閉) <u>第86条</u> 略 (定足数に関する措置) <u>第87条</u> 略 第2節 審査 (議題の宣告) <u>第88条</u> 略 (一括議題) <u>第89条</u> 略 (議案等の朗読) <u>第90条</u> 略 (審査順序) <u>第91条</u> 略 (先決動議の表決順序) <u>第92条</u> 略 (動議の撤回) <u>第93条</u> 略 (委員の議案修正) <u>第94条</u> 略 (分科会又は小委員会) <u>第95条</u> 略 (連合審査会) <u>第96条</u> 略 (証人出頭又は記録提出の要求) <u>第97条</u> 略</p>

改正後	改正前
<p>(所管事務の調査) 第105条 略 (委員の派遣) 第106条 略 (議事の継続) 第107条 略 (少数意見の留保) 第108条 略 (議決事件の字句及び数字等の整理) 第109条 略 (委員会報告書) 第110条 略 (閉会中の継続審査) 第111条 略 第3節 秘密会 (指定者以外の者の退場) 第112条 略 (秘密の保持) 第113条 略 第4節 発言 (発言の許可) 第114条 略 (委員の発言) 第115条 略 (発言内容の制限) 第116条 略 (委員外議員の発言) 第117条 略 (委員長の発言) 第118条 略 (発言時間の制限) 第119条 略 (議事進行に関する発言)</p>	<p>(所管事務の調査) 第98条 略 (委員の派遣) 第99条 略 (議事の継続) 第100条 略 (少数意見の留保) 第101条 略 (議決事件の字句及び数字等の整理) 第102条 略 (委員会報告書) 第103条 略 (閉会中の継続審査) 第104条 略 第3節 秘密会 (指定者以外の者の退場) 第105条 略 (秘密の保持) 第106条 略 第4節 発言 (発言の許可) 第107条 略 (委員の発言) 第108条 略 (発言内容の制限) 第109条 略 (委員外議員の発言) 第110条 略 (委員長の発言) 第111条 略 (発言時間の制限) 第112条 略 (議事進行に関する発言)</p>

改正後	改正前
<p><u>第120条</u> 略 (発言の継続)</p>	<p><u>第113条</u> 略 (発言の継続)</p>
<p><u>第121条</u> 略 (質疑又は討論の終結)</p>	<p><u>第114条</u> 略 (質疑又は討論の終結)</p>
<p><u>第122条</u> 略 (選挙及び表決時の発言制限)</p>	<p><u>第115条</u> 略 (選挙及び表決時の発言制限)</p>
<p><u>第123条</u> 略 (発言の取消し又は訂正)</p>	<p><u>第116条</u> 略 (発言の取消し又は訂正)</p>
<p><u>第124条</u> 略 (答弁書の朗読)</p>	<p><u>第117条</u> 略 (答弁書の朗読)</p>
<p><u>第125条</u> 略 第5節 委員長及び副委員長の互選 (互選の方法)</p>	<p><u>第118条</u> 略 第5節 委員長及び副委員長の互選 (互選の方法)</p>
<p><u>第126条</u> 略 (選挙規定の準用)</p>	<p><u>第119条</u> 略 (選挙規定の準用)</p>
<p><u>第127条</u> 略 第6節 表決 (表決問題の宣告)</p>	<p><u>第120条</u> 略 第6節 表決 (表決問題の宣告)</p>
<p><u>第128条</u> 略 (不在委員)</p>	<p><u>第121条</u> 略 (不在委員)</p>
<p><u>第129条</u> 略 (条件の禁止)</p>	<p><u>第122条</u> 略 (条件の禁止)</p>
<p><u>第130条</u> 略 (起立による表決)</p>	<p><u>第123条</u> 略 (起立による表決)</p>
<p><u>第131条</u> 略 (投票による表決)</p>	<p><u>第124条</u> 略 (投票による表決)</p>
<p><u>第132条</u> 略 (記名投票)</p>	<p><u>第125条</u> 略 (記名投票)</p>
<p><u>第133条</u> 略 (無記名投票)</p>	<p><u>第126条</u> 略 (無記名投票)</p>
<p><u>第134条</u> 略 (選挙規定の準用)</p> <p><u>第135条</u> 略</p>	<p><u>第127条</u> 略 (選挙規定の準用)</p> <p><u>第128条</u> 略</p>

改正後	改正前
<p>(表決の訂正) <u>第136条</u> 略 (簡易表決) <u>第137条</u> 略 (表決の順序) <u>第138条</u> 略 第3章 請願 (請願書の記載事項等) <u>第139条</u> 略 (請願文書表の作成及び配布) <u>第140条</u> 略 (請願の委員会付託) <u>第141条</u> 略 (紹介議員の委員会出席) <u>第142条</u> 略 (請願の審査報告) <u>第143条</u> 略 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) <u>第144条</u> 略 (陳情書の処理) <u>第145条</u> 略 第4章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職) <u>第146条</u> 略 (議員の辞職) <u>第147条</u> 略 (資格決定の要求) <u>第148条</u> 略 (資格決定の審査) <u>第149条</u> 略 (決定書の交付) <u>第150条</u> 略</p>	<p>(表決の訂正) <u>第129条</u> 略 (簡易表決) <u>第130条</u> 略 (表決の順序) <u>第131条</u> 略 第3章 請願 (請願書の記載事項等) <u>第132条</u> 略 (請願文書表の作成及び配布) <u>第133条</u> 略 (請願の委員会付託) <u>第134条</u> 略 (紹介議員の委員会出席) <u>第135条</u> 略 (請願の審査報告) <u>第136条</u> 略 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) <u>第137条</u> 略 (陳情書の処理) <u>第138条</u> 略 第4章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職) <u>第139条</u> 略 (議員の辞職) <u>第140条</u> 略 (資格決定の要求) <u>第141条</u> 略 (資格決定の審査) <u>第142条</u> 略 (決定書の交付) <u>第143条</u> 略</p>

改正後	改正前
<p>第5章 規律 (品位の尊重)</p> <p>第151条 略 (携帯品)</p> <p>第152条 略 (議事妨害の禁止)</p> <p>第153条 略 (離席)</p> <p>第154条 略 (禁煙)</p> <p>第155条 略 (新聞紙等の閲読禁止)</p> <p>第156条 略 (資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第157条 略 (許可のない登壇の禁止)</p> <p>第158条 略 (議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 略</p> <p>第6章 懲罰 (懲罰動議の提出)</p> <p>第160条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第113条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 略 (戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第162条 略 (出席停止の期間)</p> <p>第163条 略 (出席停止期間中出席したときの措置)</p>	<p>第5章 規律 (品位の尊重)</p> <p>第144条 略 (携帯品)</p> <p>第145条 略 (議事妨害の禁止)</p> <p>第146条 略 (離席)</p> <p>第147条 略 (禁煙)</p> <p>第148条 略 (新聞紙等の閲読禁止)</p> <p>第149条 略 (資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第150条 略 (許可のない登壇の禁止)</p> <p>第151条 略 (議長の秩序保持権)</p> <p>第152条 略</p> <p>第6章 懲罰 (懲罰動議の提出)</p> <p>第153条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第106条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第154条 略 (戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第155条 略 (出席停止の期間)</p> <p>第156条 略 (出席停止期間中出席したときの措置)</p>

町田市議会会議規則新旧対照表

第1条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
<p><u>第164条</u> 略 (懲罰の宣告)</p> <p><u>第165条</u> 略 第7章 議員の派遣 (議員の派遣)</p> <p><u>第166条</u> 略 第8章 補則 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第167条</u> 略</p>	<p><u>第157条</u> 略 (懲罰の宣告)</p> <p><u>第158条</u> 略 第7章 議員の派遣 (議員の派遣)</p> <p><u>第159条</u> 略 第8章 補則 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第160条</u> 略</p>

町田市議会会議規則新旧対照表

第2条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(所管事務の調査)</p> <p>第105条 略</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>	<p>(所管事務の調査)</p> <p>第105条 略</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>

(提案理由説明)

本案は、地方自治法の改正により、本会議において公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができることとなったため、所要の改正をするものである。